

令和2年 第9回八幡浜市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和2年8月5日(水) 16時15分
2. 場 所 八幡浜庁舎 5階 大会議室
3. 出席委員

○農業委員

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	濱田 善純	2	川口 一英	3	菊池 眞策
4	樋田 都	5	菊池 英昭	6	西川 久美
7	堀川 貴正	8	菊池 繁生	9	鎌田 長和
10	松良 公人	11	大本 定一	12	長岡 由紀
13	比企 義一	14	曾我 和彦	15	山内 裕司
16	大和 眞二	17	河野 和弘	18	清水 稔
19	欠席				

○農地利用最適化推進委員

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	西村 健功	2	泉 俊也	3	三好 哲秀
4	菊池 正登	5	竹内 寿元	6	井上 仁
7	松上 正雄	8	毛利 新吾	9	正 和幸
10	欠席	11	坂野 清史	12	真田 寿広
13	二宮 賢光	14	稲垣 憲定	15	菊池 信治
16	富田 駒利	17	宮本 賢治		

○出席職員

事務局長 菊地 一彦  
事務局次長 西村 真徳  
事務局 菊池 誠晃、新田 温乃

○欠席委員

農業委員 19番 柴田 紳一郎委員  
推進委員 10番 元山 紀保委員

4. 議事日程

第1 会長挨拶

第2 議事録署名人選出

第3 付議案件について

議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請について 4件

議案第40号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について  
2件

議案第41号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について  
(所有権移転) 11件

議案第42号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について  
(利用権貸借) 21件

報告第9号 農地法第18条第6項の規定による届出等について 6件

追加議案第43号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について  
1件

第4 協議事項

- ・農業委員と農地利用最適化推進委員の役割分担について
- ・農地利用最適化推進委員の地区分担について
- ・委員名簿の公表について
- ・農業委員会内部規程について
- ・令和2年度年間計画について
- ・令和2年度愛媛県農業委員・推進委員等研修会について
- ・農業者年金について
- ・活動記録簿について
- ・人・農地プランの実質化の推進について
- ・農業次世代人材投資事業関連協力依頼について
- ・第10回農業委員会総会について

## 5. 会議の概要

事務局長       ただいまから、令和2年第9回八幡浜市農業委員会総会を開会致します。

      本日の出席委員は19人中、18人で総会成立の定足数に達しております。

      欠席委員は、「19番、柴田 紳一郎委員」です。

      なお、推進委員は「10番、元山 紀保委員」の1名が欠席です。

      それでは、大本会長から招集のご挨拶を申し上げます。

      (大本会長挨拶)

議 長       それでは議事に入る前に、議事録署名人の選出を行いたいと思います。こちらで指名してよろしいでしょうか。

      (異議なし)

議 長       それでは議事録署名人に「3番、菊池 眞策委員」、「4番、樋田 都委員」を指名します。

議 長       それでは付議案件に入ります。  
      議案第39号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程致します。  
      番号20、事務局の説明を求めます。

事 務 局       それでは議案第39号、番号20について説明します。  
      農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「1,397㎡」、外30筆、計「27,030㎡」、3条使用貸借です。

      譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

      譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

      申請事由としては、譲渡人は「自分が設立した法人に農地を貸し、農業経営を行いたい」。譲受人は「農業経営を行うため、農地を借受けたい」であります。

      譲受人の経営面積「0a」となっていますが、譲受人の〇〇〇〇は〇〇〇〇に農作物の生産・販売等を目的に設立された会社であり、会社所有の農地がないため、土地の使用貸借を行うことにより、取得後の下限面積が50aを超えることから問題ありません。

本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第3条第2項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していません。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

10番 ○○○○さん、○○○○歳です。この度、○○○○という法人を立ち上げて、農地を会社の方に貸し付けるという議案です。

○○○○さんは、○○○○も経験されており、○○○○では最先端を行く方です。最近では、○○○○を確立されており、毎年、豊作万作の繰り返しという噂もでるくらい、○○○○では1番の農家でございます。何ら問題はないかと思っておりますのでよろしくをお願いします。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、番号21についてですが、個人的な案件となっておりますので、議長を会長職務代理者である○○○○と交代し、退席しますので、休憩とします。

(休憩)

(「○○○○」退席)

職務代理者 議長を交代し、再開します。  
番号21について、事務局の説明を求めます。

事務局                    それでは、番号 21 について説明します。  
農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「478 m<sup>2</sup>」、外  
21 筆、計「24,894 m<sup>2</sup>」、3 条使用貸借です。  
譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。  
譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。  
申請事由としては、譲渡人は「農業経営を後継者へ譲りたい」。譲  
受人は「父の農地を借りて、農業経営を行いたい」であります。  
譲受人の経営面積「0a」  
本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第 3 条  
第 2 項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する  
要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する  
要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該  
当していません。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要  
件の全てを満たしていると考えます。  
説明は以上です。

職務代理者            地元委員の説明を求めます。

10 番                    「〇〇〇〇」さんと「〇〇〇〇」さんは親子関係です。「〇〇〇〇」  
さん、〇〇〇〇歳。昨年、家族で〇〇〇〇から帰ってきて、みかん作  
りを初めております。「〇〇〇〇」さんは、まじめで熱心であり、名  
義を変えてもっとやる気をださすということだと思えます。  
是非、よろしく願います。

職務代理者            ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ござ  
いませんか。

委      員                (意見、質問等なし)

職務代理者            ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委      員                (異議なく承認)

職務代理者            それでは承認することと致します。

職務代理者            議長を交代しますので、休憩とします。  
(休憩)

(「〇〇〇〇」着席)

議 長 議長を交代し、再開します。

議 長 番号 22、事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 22 について説明します。  
農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「526 m<sup>2</sup>」、3 条  
使用貸借です。

譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

申請事由としては、譲渡人は「高齢のため、息子に農地を貸付けた  
い」。譲受人は「農地を借受け、農業経営に励みたい」であります。

譲受人の経営面積「0a」となっていますが、議案第 42 号、番号 169  
から 172 にて土地の賃貸借を行うことにより、取得後の下限面積が  
50 a を超えることから問題ありません。

本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第 3 条  
第 2 項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する  
要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する  
要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該  
当していません。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要  
件の全てを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

1 1 番 この案件ですが、「〇〇〇〇」さんと「〇〇〇〇」さんは親子関係  
でありまして、「〇〇〇〇」さんはテレビにも出て、愛媛マラソンで  
活躍された方です。地元にも大変貢献しています。〇〇〇〇を辞めら  
れまして、自分で農家をしたいという意欲でこちらの方に帰っていま  
す。

審議の方、よろしく申し上げます。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ござ  
いませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、番号 23、事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは番号 23 について説明します。

農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「532 m<sup>2</sup>」、外 2 筆、計「1172.46 m<sup>2</sup>」、3 条使用貸借です。

譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

申請事由としては、譲渡人は「遠方に住んでいることから、農地を管理出来ないので貸付けたい」。譲受人は「農地を借受け、農業経営に励みたい」であります。

譲受人の経営面積「0a」となっていますが、妻名義の経営地約「107 a」を共に耕作しているため、下限面積に問題はありません。

本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していません。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

17 番 番号 23 について説明します。

先ほど事務局から説明のあったとおり、譲渡人の〇〇〇〇さんは、〇〇〇〇在住のため、農地を管理できないことから、義理の兄である譲受人の〇〇〇〇さん、〇〇〇〇歳に使用貸借したいとのことあります。〇〇〇〇さんの妻の弟が〇〇〇〇さんです。

譲受人の〇〇〇〇さんは、〇〇〇〇の方ですが、妻名義の農地を〇〇〇〇に所有し、耕作されておられます。

申請農地は、譲渡人の〇〇〇〇さんの全所有農地 3 筆、1,172 m<sup>2</sup>と

なりますが、いずれの農地も適切に管理されています。

また農道の草刈りなど、共同作業にも参加されておりますし、5月のスプリンクラーの工事などでは、一緒に手伝っていただきました。

〇〇〇〇は宅地となっておりますが、紅マドンナを栽培されていて、登記簿も宅地から畑に変更予定ですので問題ないと思います。

よろしく申し上げます。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、議案第40号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」。

番号3、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第40号、番号3を説明します。

農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「374 m<sup>2</sup>」、使用貸借です。

貸付人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」です。

借受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」です。

転用目的「住宅兼学習塾用地」、転用理由「個人の学習塾を開業するにあたり、中学校・高等学校が近くにあり、近隣に住宅が多い兄所有の農地を借りて受けて、住宅兼学習塾を新築したい」とのことです。

参考資料の1ページ、位置図をご覧ください。

申請地は、〇〇〇〇の近くに位置しており、都市計画用途地域の「準工業地域」にあたります。このことから、申請地の農地区分は、農地法の運用通知により都市計画法に規定する用途地域内農地に該当するため、「第3種農地」となります。



この第3種農地の転用は、同通知により原則許可をすることができることから、本案件は、転用の確実性や周辺の営農条件への支障等に特段問題がなければ、許可できるものと考えます。

参考資料2ページから4ページに、地番地目図及び土地利用計画図等を掲載していますので、ご確認ください。

以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

17番 それでは説明します。

「〇〇〇〇」さんは「〇〇〇〇」さんの妻の妹です。「〇〇〇〇」さんは3年程前まで、〇〇〇〇をしておられました。現在、「〇〇〇〇」さんの娘さんが嫁いでおられる隣の「〇〇〇〇」の民家の一室で学習塾をされておられます。2年程経過した現在、塾は軌道に乗り、20数年来の夢であった自宅兼学習塾を、提供された〇〇〇〇畑で建築し、また現在の塾が手狭になったこともあり、新しい塾をされたいということです。

よろしく申し上げます。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 番号4、事務局の説明を求めます。  
事務局 議案第40号、番号4を説明します。

農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「493 m<sup>2</sup>」、所有権移転です。

譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、  
「〇〇〇〇」です。

譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」です。

転用目的「宅地分譲用地」、転用理由「住宅地としての需要が見込めるため、土地を取得して宅地分譲したい」とのことです。

参考資料の5ページ、位置図をご覧ください。

申請地は、〇〇〇〇の近くに位置しており、都市計画用途地域の「第一種住居地域」にあたります。このことから、申請地の農地区分は、農地法の運用通知により都市計画法に規定する用途地域内農地に該当するため、「第3種農地」となります。

また、本案件は宅地造成のみの転用ですが、農地法施行規則第57条第5項（へ）に基づき許可相当となっております。

参考資料6ページから8ページに、地番地目図及び土地利用計画図等を掲載していますので、ご確認ください。

以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

5番 先ほどの説明通りなんですが、「〇〇〇〇」さんに話を聞きに行き、転売というか売るのにあたって、今まで作っておられた方が、よう作らないということで、あたり手がないと。探されたんですけど、なかなか〇〇〇〇というか3方が住宅に囲まれております。消毒するのも大変で、連絡しないと消毒もできないということと富士柿が作られておりました。富士柿、最近調子が悪いです。その関係で、あたり手がない。息子さんと相談されて、売ろうやということになったそうです。それで、この方と話がついたようです。

以上です。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、議案第41号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地

利用集積計画の承認について」、「所有権移転」。

番号 56 から 59 番まで、一括して事務局の説明を求めます。

事務局

それでは議案第 41 号について説明します。

番号 56 から 59 まで一括して説明します。

番号 56、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「880 m<sup>2</sup>」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「243.8 a」、売買価格「〇〇〇〇」。

番号 57、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「215 m<sup>2</sup>」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「257.3 a」、売買価格「〇〇〇〇」。

番号 58、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「1,327 m<sup>2</sup>」、外 1 筆、計「1,638 m<sup>2</sup>」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「245.5 a」、売買価格「〇〇〇〇」。

番号 59、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「502 m<sup>2</sup>」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「11.9 a」、売買価格「〇〇〇〇」。

〇〇〇〇の経営面積は「11.9 a」となっていますが、父「〇〇〇〇」の経営地約 191 a を共に耕作しているため、下限面積に問題はありません。

以上です。

議長

地元委員の説明を求めます。

1 番

56 番ですけど「〇〇〇〇」さん篤農家で、「〇〇〇〇」さんは徐々に辞めたいということで、農地を移転するということです。

57 番に関しては、親子で「〇〇〇〇」さんなんですが、養子に行かれた人（〇〇〇〇さん）の親子での売買ということです。

58 番は、同じく売主は「〇〇〇〇」さんですけど、買主は〇〇〇

○をされておられます「○○○○」さんという熱心な、従業員を何人も雇われておられるような方です。

以上です。よろしく申し上げます。

2 番 番号 59 番の○○○○さん、所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、隣同士であるんですけど、○○○○さんの父、○○○○さんと共に農業やられておりますし、息子さん○○○○さん○○○○歳、今修行中ではありますが、農業経営を行うやる気まんまんの若者ですので、よろしく申し上げます。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、番号 60、事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 60、農地の所在「○○○○」、地目現況「樹園地」、面積「368 m<sup>2</sup>」。

所有権を移転する者「○○○○」、「○○○○」。

所有権の移転を受ける者「○○○○」、「○○○○」、経営面積「218.1 a」、売買価格「○○○○」。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

3 番 それでは 60 番についてご説明を致します。

「○○○○」さんは「○○○○」さんの親せきにあたります。「○○○○」さんはですね、早くに旦那さんを亡くされて、息子さんがいたんですけど、長い間、○○○○をされておられたんですが、2年前に亡くなって1人で暮らしておられます。ゆくゆくは親戚の

「〇〇〇〇」さんに農地を譲りたいと、今回はその一部でございます。

「〇〇〇〇」さんは、〇〇〇〇で農業・地区活動を熱心にやっておられます。現在、地区の〇〇〇〇をされていらっしゃる。息子さんも農業をしているということで、問題ないかと思えます。よろしくをお願いします。

議 長 　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 　　(意見、質問等なし)

議 長 　　ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 　　(異議なく承認)

議 長 　　それでは承認することと致します。

議 長 　　続きまして、番号 61、事務局の説明を求めます。

事 務 局 　　番号 61、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「186 m<sup>2</sup>」、外 4 筆、計「1,621 m<sup>2</sup>」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「0 a」、売買価格「〇〇〇〇」。

〇〇〇〇の経営面積は「0 a」となっていますが、父「〇〇〇〇」の経営地約 102 a を共に耕作しているため、下限面積に問題はありません。

以上です。

議 長 　　地元委員の説明を求めます。

6 番 　　61 番についてご説明を致します。

「〇〇〇〇」さんなんですが、〇〇〇〇にお寺がありまして、そのお寺の住職さんも奥さんも亡くなられて、今、お寺がない状態で、土地を「〇〇〇〇」さんが引き受けたのですが、遠いので売りたいということで、「〇〇〇〇」さんが買いたいということでした。「〇〇〇〇」さんは若くてやる気のある方です。

よろしく申し上げます。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、番号 62、事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 62、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「188 m<sup>2</sup>」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「14.7 a」、売買価格「〇〇〇〇」。

〇〇〇〇の経営面積は「14.7 a」となっていますが、父「〇〇〇〇」の経営地約 108 a を共に耕作しているため、下限面積に問題はありません。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

1 1 番 「〇〇〇〇」さんと「〇〇〇〇」さん、「〇〇〇〇」さんの土地がちょうど「〇〇〇〇」さんの隣接したところで、道に出るにもそこを通らないといけないということで、「〇〇〇〇」さんの方がなんとか売ってもらえんやろうかということで、話が上がりましてまとまりました。審議の方、よろしく申し上げます。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

- 議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。
- 委 員 (異議なく承認)
- 議 長 それでは承認することと致します。
- 議 長 続きまして、番号 63 から 64 まで事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 番号 63、64 を一括して説明します。  
番号 63、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「1,773 m<sup>2</sup>」。  
所有権を移転する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。  
所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「329.9 a」、売買価格「〇〇〇〇」。  
番号 64、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「1,348 m<sup>2</sup>」、外 2 筆、計「1,850 m<sup>2</sup>」。  
所有権を移転する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。  
所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「49.1 a」、売買価格「〇〇〇〇」。  
〇〇〇〇の経営面積は「49.1 a」となっていますが、この度、譲り受ける農地と議案第 42 号 175 番にて借り受ける農地を合わせると、約 78.3 a となるため、下限面積に問題はありません。  
以上です。
- 議 長 地元委員の説明を求めます。
- 1 2 番 63 番、64 番の説明をしたいと思います。  
「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇となっておりますが、元々は〇〇〇〇に住んでおられました。3 人娘の長女でございます。両親が亡くなられて、長女の「〇〇〇〇」さんが土地を見ているんですが、元気なうちに遠くにいたので、地元の土地を処分したいということです。「〇〇〇〇」さんは園地の隣接者であります。「〇〇〇〇」さんは〇〇〇〇歳なんですけど、〇〇〇〇歳の息子さんと一緒にやっておられますので問題ないと思います。  
64 番、「〇〇〇〇」君、〇〇〇〇歳くらいなんですけど、この園地は自宅から遠いということで、「〇〇〇〇」君、〇〇〇〇歳くらいな

んですが、今までは〇〇〇〇に勤めていたんですが、お父さんを亡くされて、〇〇〇〇を辞めて自分で農業をやりたいということで、今園地を増やしております。それで、今まで自分が作っていた園地と隣接しているこの園地を「〇〇〇〇」君が手放したいということで、「〇〇〇〇」君が作ることになりました。

よろしくをお願いします。

議 長 　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 　　(意見、質問等なし)

議 長 　　ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 　　(異議なく承認)

議 長 　　それでは承認することと致します。

議 長 　　続きまして、番号 65、事務局の説明を求めます。

事 務 局 　　番号 65、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「224 m<sup>2</sup>」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「370.3 a」、売買価格「〇〇〇〇」。

以上です。

議 長 　　地元委員の説明を求めます。

16 番 　　「〇〇〇〇」さんは現在〇〇〇〇歳と高齢のため、農地を管理できないとのことです。「〇〇〇〇」さんは現在後継者と共に経営されております。面積に対して〇〇〇〇とちょっと破格の値段となっておりますが、園の一部に園内道が通っているためです。

議 長 　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。



委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、番号 66、事務局の説明を求めます。

事務局 番号 66、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「295 m<sup>2</sup>」。  
所有権を移転する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。  
所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「434.2 a」、売買価格「〇〇〇〇」。  
以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

17番 「〇〇〇〇」君は〇〇〇〇とか仕事を持っておりお父さんと一緒に  
ばりばりやられておる方ですので、よろしくお願ひします。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ござ  
いせんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、議案第 42 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地  
利用集積計画の承認について」、「利用権貸借」を上程致します。  
番号 164 から 167 まで、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは議案第 42 号、番号 164 から 167 まで、一括して説明致します。

番号 164、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「225 m<sup>2</sup>」、外 3 筆、計「1,645 m<sup>2</sup>」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、

経営面積「169.8a」、期間「9 年 8 カ月」、賃借料「〇〇〇〇」。

番号 165、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「638 m<sup>2</sup>」、外 1 筆、計「2,001 m<sup>2</sup>」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「254.1a」、期間「4 年 8 カ月」、賃借料「〇〇〇〇」。

番号 166、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「2,000 m<sup>2</sup>」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「11.9a」、期間「4 年 8 カ月」、賃借料「〇〇〇〇」。経営面積については、先ほど説明した通りです。

番号 167、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「468 m<sup>2</sup>」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「11.9a」、期間「9 年 8 カ月」、賃借料「〇〇〇〇」。

以上です。

議長

地元委員の説明を求めます。

1 番

番号 164、「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇に勤めていましたが退職して、高齢であり、借主の方は「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇に農地をたくさん持って、規模拡大したいという意向で小作するということですので、よろしく申し上げます。

2 番

番号 165 ですが、「〇〇〇〇」さん、今現在、〇〇〇〇の方へ出られておられて、運搬の不便な所、自宅から園地の遠い所をちょうど、「〇〇〇〇」さん、その園地が〇〇〇〇を耕作している園地の横ということで、賃借料〇〇〇〇円で相談が出てきておりますので、よろしく申し上げます。

続きまして、166 番ですけれど、先ほど出ました「〇〇〇〇」さん

の畑 2000 m<sup>2</sup>を〇〇〇〇歳の「〇〇〇〇」さん、親子ではございませんけど、今〇〇〇〇の方に住まわっておりますが、この方、下の番号 167 にもでる「〇〇〇〇」さんの園地、年間〇〇〇〇円ということでお借りして、園内を一周できるような形にしたいという若い人なりの発想でがんばっておられます。

よろしくをお願いします。

議 長 　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 　　(意見、質問等なし)

議 長 　　ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 　　(異議なく承認)

議 長 　　それでは承認することと致します。

議 長 　　続きまして、番号 168、事務局の説明を求めます。

事 務 局 　　番号 168、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「168 m<sup>2</sup>」、新規の賃貸借です。

　　利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

　　利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

　　経営面積「178.7a」、期間「4年6カ月」、賃借料「〇〇〇〇」。

　　以上です。

議 長 　　地元委員の説明を求めます。

9 番 　　番号 168 についてご説明します。

　　「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇歳のお祝いをされたばかりで、息子さんも遠くにおられまして、4月の総会におきまして、「〇〇〇〇」君、地元は〇〇〇〇ではないんですが、〇〇〇〇の方から父親と一緒に来られて熱心に〇〇〇〇で作業をされております。いずれは〇〇〇〇の方で移住したいということで、〇〇〇〇ががんばっておられますが、この 168 m<sup>2</sup>の畑につきましては、3筆で4月の総会の時、年間〇〇〇〇円といわれていたのが、抜けておりまして、〇〇〇〇君はそこも一

生懸命作られていて、熱心にされておりますので、4月の総会の分と合わせて〇〇〇〇ということでこれからもやっていくとのことなので、よろしくをお願いします。

議長 　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 　　(意見、質問等なし)

議長 　　ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 　　(異議なく承認)

議長 　　それでは承認することと致します。

議長 　　続きまして、番号169から172まで事務局の説明を求めます。

事務局 　　それでは番号169から172まで一括して説明します。

番号169、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「741㎡」、外1筆、計「1,018㎡」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「0a」、期間「9年6カ月」、賃借料「〇〇〇〇」。

〇〇〇〇の経営面積は「0a」となっていますが、議案第39号22番にて第3条の説明をした通り、今回借り受ける農地が50aを超えるため、下限面積に問題はありません。

番号170、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「1,274㎡」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「0a」、期間「9年6カ月」、賃借料「〇〇〇〇」。

番号171、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「166㎡」、外2筆、計「1,086㎡」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「0a」、期間「9年6カ月」、賃借料「〇〇〇〇」。

番号172、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「207

m<sup>2</sup>」、外1筆、計「1,108 m<sup>2</sup>」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「0a」、  
期間「9年6カ月」、賃借料「〇〇〇〇」。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

11番 先ほど紹介しました「〇〇〇〇」さん、今年から自分でやりたいという青年でございます。「〇〇〇〇」さんは高齢で、自分ではなかなかということで、新規の元気な後継者に継いでもらいたいということで引退の方が決まりました。

〇〇〇〇さんの〇〇〇〇さん、この方は〇〇〇〇に住まわれて、なかなか自分ではようしないということで、「〇〇〇〇」さんの方をお願いしてまとまりました。

「〇〇〇〇」さん、171番と172番なんですけど、〇〇〇〇さんも自分でなかなか耕作はできにくいということで、「〇〇〇〇」さんの方をお願いしてまとまりました。

よろしく申し上げます。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、番号173から177まで事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは番号173から177まで一括して説明します。

番号173、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「2,242 m<sup>2</sup>」、新規の使用貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「252a」、期間「9年9カ月」。

番号174、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「1,654 m<sup>2</sup>」、新規の使用貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「416.9a」、期間「9年6カ月」。

番号175、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「1,079 m<sup>2</sup>」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「49.1a」、期間「9年9カ月」、賃借料「〇〇〇〇」。

経営面積については、先ほど説明した通りです。

番号176、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「833 m<sup>2</sup>」、外1筆、計「1,272 m<sup>2</sup>」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「176.1a」、期間「20年8カ月」、賃借料「〇〇〇〇」。

番号177、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「555 m<sup>2</sup>」、新規の使用貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「182.9a」、期間「9年6カ月」。

以上です。

議 長

地元委員の説明を求めます。

12番

173番から176番まで、私の方から説明したいと思います。

173番「〇〇〇〇」さん、もう高齢で〇〇〇〇歳くらいの方です。娘さんと一緒に住んでいるんですけど、耕作が難しいということで、近所の「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇歳くらいで、お父さんの方も一緒に経営されておりますので、対応できると思います。

174番「〇〇〇〇」さん〇〇〇〇歳くらいなんですが、息子さんは〇〇〇〇をしております。自分の土地を少しずつ減らしていきたいということで、同じ部落の「〇〇〇〇」さん、結構、経営面積広いんですけど、家の近所の山なので、やってみようかということで、〇〇〇〇君がやってくれることになりました。

175 番「〇〇〇〇」君は、お父さんがほとんど山の方しておられて、自分は勤めに出とるんですけど、お父さん亡くなりまして、「〇〇〇〇」君に頼んだらやってもいいとのことで、〇〇〇〇君も面積増やしておりますんで作るようになりました。

176 番「〇〇〇〇」さんは年齢が〇〇〇〇歳ということで、〇〇〇〇をしておられて、奥さんがほとんど山の方しておられましたけれど、奥さんが膝を痛め、耕作が厳しいということで、親戚関係にあります「〇〇〇〇」さん、しっかりした方なので大丈夫と思います。

よろしくをお願いします。

13 番

177 番ですが、「〇〇〇〇」君、山はほとんど母親がやっています、〇〇〇〇として会社に勤めていまして、仕事は県外が多く、地元にはほとんどいなくて山が出来ず、隣接する「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇に住んでいますが、母親が〇〇〇〇に住んでいて、夫婦で毎日、みかん栽培をしています。〇〇〇〇もされて、やる気いっぱいの方です。

よろしくをお願いします。

議 長

ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員

(意見、質問等なし)

議 長

ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員

(異議なく承認)

議 長

それでは承認することと致します。

議 長

続きまして、番号 178 から 182 まで事務局の説明を求めます。

事 務 局

それでは番号 178 から 182 まで一括して説明します。

番号 178、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「899 m<sup>2</sup>」、新規の使用貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「254.5a」、期間「9 年 9 カ月」。

番号 179、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「187

m<sup>2</sup>、外 3 筆、計「873 m<sup>2</sup>」、新規の使用貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「254.5a」、期間「9 年 9 カ月」。

番号 180、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「647 m<sup>2</sup>」、外 1 筆、計「1,047 m<sup>2</sup>」、新規の使用貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「254.5a」、期間「9 年 9 カ月」。

番号 181、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「1,050 m<sup>2</sup>」、新規の使用貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「254.5a」、期間「9 年 9 カ月」。

番号 182、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「2,759 m<sup>2</sup>」、外 1 筆、計「5,055 m<sup>2</sup>」、新規の賃貸借です。

利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「254.5a」、期間「2 年 9 カ月」、賃借料「〇〇〇〇」。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

1 6 番 178 番から 182 番まで、借り手は「〇〇〇〇」。現在、〇〇〇〇ほど作っておられます。

178 番から「〇〇〇〇」さんは、高齢でもう出来ないということです。

「〇〇〇〇」さんも高齢で出来ない、また現在、〇〇〇〇の園地も「〇〇〇〇」に変えておられます。

続いて 180 番「〇〇〇〇」さんです。現在、〇〇〇〇の方におられて、出来ないということです。

181 番「〇〇〇〇」さん。この方も高齢でもう出来ないということです。

182 番「〇〇〇〇」さん。〇〇〇〇におられますのでこの方も出来ないとのこと。

以上です。



議 長 　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 　　(意見、質問等なし)

議 長 　　ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 　　(異議なく承認)

議 長 　　それでは承認することと致します。

議 長 　　続きまして、番号 183・184 を一括して事務局の説明を求めます。

事 務 局 　　それでは番号 183・184 を一括して説明します。  
番号 183、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「295 m<sup>2</sup>」、新規の使用貸借です。  
利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。  
利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「259a」、期間「9年8カ月」。  
番号 184、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「156 m<sup>2</sup>」、新規の使用貸借です。  
利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。  
利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「348.8a」、期間「9年8カ月」。  
以上です。

議 長 　　地元委員の説明を求めます。

18番 　　この案件について説明します。  
この案件は2年程前に農業委員会で設定・承認された案件ですけれど、今回、補助金の関係で、農地を精査したところ、183番と184番が入れ替わっていたということで、新しく設定したということがございます。今後、このようなことがないようにしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

議 長 　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

- 委員 (意見、質問等なし)
- 議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。
- 委員 (異議なく承認)
- 議長 それでは承認することと致します。
- 議長 続きまして、報告第 9 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出等について」  
事務局の説明を求めます。
- 事務局 それでは報告第 9 号について説明します。  
番号 35、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「225 m<sup>2</sup>」、外 3 筆、計「1,888 m<sup>2</sup>」。  
賃貸人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。  
賃借人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。  
解約の理由「他の者と貸借契約を締結するため」であります。  
以降の案件については説明を省略します。  
以上です。
- 議長 報告事項でありますので、以上で終わります。
- 議長 続きまして、追加議案第 43 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」を上程致します。  
番号 5、事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案第 43 号、番号 5 を説明します。  
農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「338 m<sup>2</sup>」、所有権移転です。  
譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、  
「〇〇〇〇」です。  
譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」です。  
転用目的「住宅用地」、転用理由「現在、借家住まいなので、両親の居住兼職場に近い便利な場所である申請地を譲り受けて自己住宅を新築したい」とのことです。  
参考資料の 1 ページ、位置図をご覧ください。

申請地は、〇〇〇〇の近くに位置しております。この土地は概ね10ha以上の規模の一段の農地の区域内にあることから、農地区分は「第一種農地」となり、転用は原則許可となります。ただし、農地法の運用通知の例外規定により、「集落に接続して住宅を設置するため」に該当することから、当案件は、転用の確実性や周辺の営農条件への支障等に特段問題がなければ許可できるものと考えます。なお、この案件につきましては、3,000 m<sup>2</sup>以下の優良農地に該当するため、農地部会において審議しています。本会議にてご審議いただき、適当と認めていただきましたら、今月の28日に予定されております県農業会議の常設審議委員会に意見を求め、その後、県に進達する運びとなります。

別添の参考資料2ページから4ページに、地番地目図及び土地利用計画図等を掲載していますので、ご確認ください。

以上です。

議長           この案件は農地部会を開催しておりますので、農地部長より報告をよろしく申し上げます。

4番           それでは農地部会を開催いたしまして、この案件に対して地元委員であります〇〇〇〇より説明を受けました。

この場所は、ちょうどここから見えます「〇〇〇〇」その下にあります農地であります。ということはその周りが住宅地でありまして、この土地でございしますが、3年くらい前に譲り受けたいと「〇〇〇〇」さんから私に話がありました。でもこの時に、〇〇〇〇から、道を拡幅してほしいという陳情がありまして、ちょうどその道が拡幅するという条件の中で始まりまして、漸く拡幅が始まりました。それで本人には、陳情が地区からでておりますので、それが煮詰まったところでこの話をもう1回持ってきてほしいということを提案させていただいておりましたので、漸くこの農地であります、ここへ家を作りたいと、その理由といたしましては、仕事場である「〇〇〇〇」であります。作業場があったり、親の住宅があったりということで、どうしてもその近くで住みたいという熱い思いでありましたので、この旨を農地部会でしっかり話させていただいて、担当であります地元委員さんの声も聞かせていただきまして、農地部会としてはこれをこのまま総会で上程させていただいて許可を得たいなということでお話しまとまりましたのでお伝え申し上げます。

議長 ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

続きまして協議、連絡事項に移りたいと思います。

(協議事項について説明及び審議)

議長 それでは以上をもちまして農業委員会総会を終了します。

6. 閉会 18時15分

以上会議の顛末を記録してその相違ないことを証するためにここに署名する。

令和2年8月5日

会 長 大本 定一

議事録署名人 菊池 眞策

議事録署名人 樋田 都